

大津市地域防災計画

【大規模事故対策編】

令和8年3月

大津市防災会議

目次

目次	3
第1章 事故災害活動体制の充実	1
第1節 事故災害警戒本部の設置・運営	1
第2節 事故災害対策本部の設置・運営	1
第3節 事故災害対策本部体制設置に係る情報収集	1
第2章 大規模火災事故対策計画	2
第1節 災害予防対策	2
第1 災害情報の収集・連絡体制の整備	2
第2 災害応急活動体制の整備	2
第3 防災訓練の実施	2
第4 火災に強いまちの形成	2
第5 火災に対する建築物の安全化	2
第2節 異常気象時等の火災防ぎよ	3
第1 基本方針	3
第2 強風時の火災防ぎよ計画	3
第3 広域断水時の火災防ぎよ計画	4
第4 続発等異常時の火災防ぎよ計画	5
第3節 大規模建築物等の火災防ぎよ	6
第1 基本方針	6
第2 事前計画の策定	6
第3 訓練及び建築物調査	6
第4節 大規模火災事故災害覚知時の連絡体制	7
第1 大規模火災事故災害発生時の情報連絡系統図	8
第2 庁内の災害発生時の連絡体制	9
第5節 情報収集・伝達等	10
第6節 救助・救急・医療活動	10
第7節 救援	10
第8節 住民の避難誘導等	10
第1 避難システム	10
第2 避難の方法・誘導等	10
第3 避難所の指定・開設・運営	10
第4 警戒区域の設定	11
第9節 市民消火活動の強化	12
第10節 企業自衛消防隊と市民消火活動との連携の強化	12
第11節 他の地方自治体等の応援	12
第3章 林野火災対策計画	13
第1節 災害予防対策	13
第1 災害情報の収集・連絡体制の整備	13

第2	災害応急活動体制の整備	13
第3	防災訓練の実施	13
第4	出火に対する警戒	13
第5	消防施設等の整備	14
第6	意識啓発	14
第2節	林野火災事故災害覚知時の連絡体制	15
第1	林野火災事故災害覚知時の情報連絡系統図	15
第2	庁内の災害発生時の連絡体制	15
第3節	防ぎよ活動	15
第1	防災ヘリコプターによる消火及び情報連絡	16
第2	集結場所の決定	16
第3	増強部隊の要請	16
第4	延焼防止活動の要請	16
第5	飛火警戒	16
第6	残火の警戒	16
第4節	情報収集・伝達等	16
第5節	救助・救急・医療活動	16
第6節	救援	16
第7節	住民の避難誘導等	17
第8節	他の地方自治体等の応援	17
第9節	災害広報の実施	17
第4章	危険物等事故災害対策計画	18
第1節	災害予防対策	18
第1	災害情報の収集・連絡体制の整備	18
第2	災害応急活動体制の整備	18
第3	防災訓練の実施	18
第4	危険物等関係施設の安全性確保	18
第2節	危険物施設対策	19
第1	災害予防対策	19
第2	危険物事故災害覚知時の連絡体制	19
第3	災害発生時の措置	20
第4	情報収集・伝達等	21
第5	救助・救急・医療活動	21
第6	救援	21
第7	住民の避難誘導等	21
第8	他の地方自治体等の応援	21
第9	災害広報の実施	21
第3節	火薬類、高圧ガス(LPGを含む)施設対策	22
第1	火薬類、高圧ガス(LPGを含む)事故災害覚知時の連絡体制	22
第2	災害発生時の措置	23
第3	情報収集・伝達等	23
第4	救助・救急・医療活動	23
第5	救援	24
第6	住民の避難誘導等	24

第7	他の地方自治体等の応援	24
第8	災害広報の実施	24
第5章	毒物・劇物事故災害対策計画	25
第1節	災害予防対策	25
第1	災害情報の収集・連絡体制の整備	25
第2	災害応急活動体制の整備	25
第3	防災訓練の実施	25
第2節	毒物・劇物事故災害発生時の連絡体制	25
第1	毒物・劇物事故災害発生時の情報連絡系統図	26
第2	庁内の災害発生時の連絡体制	26
第3節	災害発生時の措置	26
第1	所有者、管理者、占有者の措置	26
第2	市の措置	26
第4節	情報収集・伝達等	27
第5節	救助・救急・医療活動	27
第6節	救援	27
第7節	住民の避難誘導等	27
第8節	他の地方自治体等の応援	27
第9節	災害広報の実施	27
第6章	航空機事故災害対策計画	28
第1節	災害予防対策	28
第1	災害情報の収集・連絡体制の整備	28
第2	災害応急活動体制の整備	28
第3	防災訓練の実施	28
第2節	航空機事故災害発生時の連絡体制	28
第1	航空機事故災害発生時の情報連絡系統図	29
第2	庁内の災害発生時の連絡体制	29
第3節	災害発生時の措置	29
第1	災害発生の通報	29
第2	応急活動体制の確立	29
第3	消防部応急対策	29
第4節	情報収集・伝達等	30
第5節	救助・救急・医療活動	30
第6節	救援	30
第7節	住民の避難誘導等	30
第8節	他の地方自治体等の応援	30
第9節	災害広報の実施	30
第7章	湖上事故災害対策計画	31
第1節	災害の範囲	31

第2節	災害予防対策	31
第1	災害情報の収集・連絡体制の整備	31
第2	災害応急活動体制の整備	31
第3	防災訓練の実施	31
第3節	湖上事故災害覚知時の情報連絡体制	32
第1	湖上事故災害覚知時の情報連絡系統図	32
第2	庁内の災害発生時の連絡体制	32
第4節	災害発生時の措置	32
第5節	捜索・救助活動	32
第6節	救急・医療活動	33
第7節	消火活動	33
第1	船舶消防に関する業務	33
第2	情報受伝達内容	33
第8節	流出油防除対策	33
第9節	資機材等の調達	34
第10節	住民の安全に対する活動	34
第11節	他の地方自治体等の応援	34
第12節	災害広報の実施	34
第8章	鉄道事故災害対策計画	35
第1節	災害予防対策	35
第1	災害情報の収集・連絡体制の整備	35
第2	災害応急活動体制の整備	35
第3	防災訓練の実施	35
第2節	鉄道事故災害覚知時の情報連絡体制	35
第1	鉄道事故発生時の情報連絡系統図	36
第2	庁内の災害発生時の連絡体制	36
第3節	鉄道施設の状況の把握と防災体制の強化	36
第1	鉄道等施設の状況把握	36
第2	情報通信手段の整備	37
第3	防災体制の強化	37
第4節	災害発生時の措置	37
第5節	情報収集・伝達等	37
第6節	救助・救急・医療活動	37
第7節	救援	37
第8節	住民の避難誘導等	37
第9節	他の地方自治体等の応援	37
第10節	災害広報の実施	38
第9章	道路事故災害対策計画	39
第1節	災害予防対策	39

第 1	災害情報の収集・連絡体制の整備	39
第 2	災害応急活動体制の整備	39
第 3	防災訓練の実施	39
第 2 節	道路事故災害覚知時の連絡体制	39
第 1	道路事故災害発生時の情報連絡系統図	40
第 2	庁内の災害発生時の連絡体制	40
第 3 節	消防活動上の特性	40
第 4 節	災害発生時の措置	41
第 5 節	情報収集・伝達等	41
第 6 節	救助・救急・医療活動	41
第 7 節	救援	41
第 8 節	発災時における通行禁止、制限等	41
第 1	通行の禁止、制限	41
第 2	う回路の確保	41
第 3	避難誘導	41
第 4	利用者への広報	41
第 9 節	応急復旧作業	42
第 10 節	住民の避難誘導等	42
第 11 節	他の地方自治体等の応援	42
第 12 節	災害広報の実施	42
第 10 章	災害復旧・復興計画	43

第1章 事故災害活動体制の充実

この計画は、突発的かつ甚大な被害が予想される航空機事故、船舶事故、鉄道事故、道路事故（交通事故）、大規模火災等、多くの死傷者の発生を伴う事故等から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

【基本方針】

大規模な火事や事故災害への取り組みは、通常は消防部等の担当部局で対応することとなるが、災害の規模によっては担当部局だけでは十分に対応しきれずに複数の部局もしくは全庁的な取り組みを必要とする場合も有り得る。ここでは火事や事故に起因する災害の特殊性に鑑み、応急活動体制を充実するための計画を定める。

第1節 事故災害警戒本部の設置・運営

<総務部、消防局、関係所属>

副市長は、突発的かつ大規模な事故等による甚大な被害が発生もしくは発生する恐れがあり、消防局など担当部局のみならず複数の部局にわたる情報の伝達や調整などを行う警戒体制を必要とした場合、「大津市事故災害警戒本部」を設置するものとする。（なお、即時に応急対応が必要な場合は、警戒本部は設置せず、直接事故災害対策本部を設置する。）なお、警戒本部の本部長は主管の副市長、副本部長は主管以外の副市長とし、本部員は主管の副市長が関係部局の長と協議の上指名する。また、運営には風水害等対策編第3章応急対策第2節に定める「災害警戒本部体制」の関係規定を準用する。

第2節 事故災害対策本部の設置・運営

<総務部、消防局、関係所属>

市長は、突発的かつ大規模な事故等による甚大な被害が発生もしくは発生する恐れがあり、消防局など担当部局のみならず複数の部局にわたって、救助・救急、医療、広報など総合的な応急活動を行う必要があると判断した場合、「大津市事故災害対策本部」を設置するものとする。

なお、対策本部の本部長は市長、副本部長は副市長とし、本部員は市長が関係部局の長を指名する。また、運営には風水害等対策編第3章応急対策第2節に定める「災害対策本部体制」の関係規定を準用する。なお、被災現地での応急対応や市役所等との連絡・調整を円滑に進めるため、必要に応じて現地に「現地対策本部」を設置する。

第3節 事故災害対策本部体制設置に係る情報収集

<総務部、消防局、関係所属>

市長は、「事故災害対策本部体制設置」の可否を決定するため、状況に応じて総務部職員を現場へ派遣し、情報収集を行わせる。

第2章 大規模火災事故対策計画

【基本方針】

密集市街地や大規模施設での火災など、延焼範囲の広い火災が発生した場合、多数の死傷者が発生し地域の社会経済基盤の喪失につながる。このため、大規模火災に対する予防および対策を推進する。

第1節 災害予防対策

<総務部、消防局、関係所属>

第1 災害情報の収集・連絡体制の整備

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

第2 災害応急活動体制の整備

ア マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、大規模火災時の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

イ 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、大規模火災の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と相互応援協定を結ぶ等、平常時より連携を強化しておく。

第3 防災訓練の実施

大規模火災が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、事故災害対応能力の向上に努める。

第4 火災に強いまちの形成

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の連携的な配置による延焼阻止延焼遮断帯の確保、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図る。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場、緊急救助用のスペースの設置を推進する。

第5 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備及び維持管理

市は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進する。当該施設の防火管理者等は、保守点検の実施及び適正な維持管理を行う。

大規模火災

イ 建築物の防火管理体制

市は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任させる。

防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

ウ 建築物の安全対策の推進

市は、高層建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を推進する。

防火管理者等は、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限等、安全対策の充実を図る。

第2節 異常気象時等の火災防ぎよ

第1 基本方針

<消防局、企業局>

- ① 強風、乾燥、広域断水等の大規模火災発生の因子が重なる状況下では、火災警報を発令し、市民の注意を喚起するものとする。
- ② 火災警報発令時においては消防部隊を増強して警戒に当たり、火災の早期発見に努めるとともに、火災が発生した場合は、早期消火と延焼拡大の防止に努めるものとする。
- ③ 火災の規模が拡大する恐れがあるときは、直ちに応援部隊を要請し、集中的な防ぎよを行うものとする。なお、部隊や水利の不足により大火災を防ぎよするために他に手段がなくなった場合、幅員の広い道路、河川等を延焼阻止線として設定し、部隊を集結させて防ぎよにあたる他、状況によっては破壊消防等により延焼を阻止するものとする。

第2 強風時の火災防ぎよ計画

<消防局>

ア 消防部隊の増強

消防部隊の増強については、消防活動規程の定めるところによる。

イ 火災警報等発令下の措置

(ア) 火災警報の発令

火災警報は、彦根地方気象台が発表した火災気象通報を滋賀県から受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認められるときに、消防法第22条に基づき市長が発する。

(イ) 消防局が行う措置

- a 火災警報が発令され、気象条件その他により消防局長が特に必要と認めるときは非常招集を発令し、警備体制を確保する。
- b 消防団員の出動体制を確保する。
- c 火災警報の発令、解除を関係機関に通報、連絡するとともに、市民への周知を図るため、広報車等により必要な広報を行う。

大規模火災

(ウ) 消防署が行う措置

- a 非常招集の発令以外に、管内において広範囲にわたる断滅水その他の悪条件が重なり、消防署長が必要と認める場合は非常招集を発令する。
- b 警報の発令、解除を関係機関に通報、連絡する。
- c 広報車によるマイク広報、掲示板による広報を行う。
- d 車両による警戒パトロールを実施し、火災の予防を市民に呼びかける。
- e 車両及び資機材の万全を期し、出動体制を整える。

ウ 火災防ぎょ要領

消防車両等の出動は消防活動規程に定める出動基準に基づくものとし、効率的な部隊の運用を行う。また、出動部隊は次の事項に留意し、的確な判断を行い防ぎょにあたる。

- (ア) 現場最高指揮者は、時期を失せず必要な部隊の増強を行う他、重要方面への延焼阻止を第一とする。
- (イ) 大火災時の延焼阻止線として、主要河川、幅員の広い道路、公園、空地等を活用して防ぎょに当たるものとする。
- (ウ) 各指揮者の防ぎょ担当箇所を指定して防ぎょに当たらせる。
- (エ) 消防部隊と消防団員との連携による防ぎょ活動により、早期鎮圧を図る。

エ 飛火警戒要領

- (ア) 現場最高指揮者は、飛火警戒の必要があると認めるときは、消防部隊のうちから飛火警戒隊を指定して警戒に当たらせる。
- (イ) 消防部隊と消防団が飛火警戒に当たる場合は、消防部隊を飛火により最も危険と判断される要所に配置するものとする。
- (ウ) 飛火警戒隊は、警戒範囲内の住民に対し、飛火警戒上の広報を実施し、又は緊急に必要があるときは消防法第29条第5項に基づき消防作業に従事させ、飛火による二次火災の発生を防止するものとする。
- (エ) 飛火警戒隊は、避難者の誘導についても注意を払う。

第3 広域断水時の火災防ぎょ計画

<消防局、企業局>

ア 消火水量の確保

企業局は、広域断水の発生を消防局に連絡するとともに、消火水量の確保に努める。

イ 消防部隊の出動等

- (ア) タンク車等を優先出動させる。
- (イ) 防火水槽、プール、河川、湖水等の自然水利を活用した防ぎょ活動を行う。
- (ウ) 湖水を活用できる場合は、消防艇の早期出動を行う。
- (エ) 水利が長距離の場合、現場最高指揮者は、中継送水及び相掛かりを行うなど 効率的な部隊の

運用を図る。

- (オ) 車両積載資機材の点検を行うとともに積載ホースを追加する。
- (カ) 消防団員の出動体制を確保しておく。
- (キ) 企業の自衛消防隊の協力を依頼する。
- (ク) 日勤者及び非常招集職員により消防部隊を増強する。
- (ケ) 防火水槽、プール等を使用した場合、必ず補給する。

ウ 住民に対する広報等

- (ア) 火気の取扱に十分注意するよう広報を徹底し、火災の発生防止に努める。
- (イ) 消火器、風呂水の蓄え等火災発生時の初期消火の徹底を図る。
- (ウ) 消防車両等による火災警戒パトロールを実施する。

第4 続発等異常時の火災防ぎょ計画

<消防局>

ア 部隊運用

- (ア) 続発の状況によっては、通常時の出動基準によらず、1件の火災現場への出動部隊を制限する。
- (イ) 消防局が行う高機能消防指令システムによる消防部隊の効率的な運用を行う。
- (ウ) 消防団員の協力により消火態勢を確保する。
- (エ) 日勤者及び非常招集職員により消防部隊を増強する。

イ 火災防ぎょ要領

(ア) 一般的防ぎょ

原則としては火災の発見通報と同時に、最寄りの消防署所からそれぞれ消防隊を出動させ、可能な範囲で火災の早期鎮圧を図り、極力、延焼拡大防止を図る。

(イ) 重点的防ぎょ

同時多発火災の場合、火災の延焼により、市民が重大な危険に陥るような場所、市民の生活に重大な影響を及ぼす恐れのある施設及び対象物を重点的に選定して消火活動を行う。

なお、この間に参集する消防職員及び消防団員により消防力を強化し、他の火災の防ぎょにあたるものとする。

(ウ) 集中的防ぎょ

さらに多くの火災が発生した場合は、消防力の不足は明白であるので、可能な範囲で自然の延焼阻止機能を利用した延焼阻止線（高架、幹線道路、河川、公園、空地、耐火建築物等を利用）を設定し、消防力を集中して防ぎょにあたるものとする。

(エ) 避難路の確保

市内各所で火災が発生し、市民の生命身体に危険が切迫するような場合は、全消防力を投入して、避難路を確保し、市民の生命の保護に当たるものとする。

第3節 大規模建築物等の火災防ぎよ

<消防局>

第1 基本方針

不特定多数の者が出入りする建築物、高層建築物など、火災により多数の死傷者の発生が予想される、あるいは消防活動上特異である消防対象物については、通常の火災とは区分して、措置を講ずるものとする。

第2 事前計画の策定

ア 警防計画

警防計画は、消防活動計画に基づき、以下の事項について調査研究のうえ策定する。

種別	・高層建築物・大規模建築物・木造家屋密集地
項目	・防火管理状況・消防用設備等の設置・維持管理状況・危険物品等の保有状況

イ 消防部隊出動計画

消防活動上特異である対象物の火災は、大量の消防部隊と資機材を集中的に投入する事態が想定されるため、それぞれの火災状況に応じた出動計画を策定する。

第3 訓練及び建築物調査

ア 消防訓練

大規模建築物等における避難誘導、初期消火等の初動態勢を確立させるため、対象物の管理者に対して自主的な消防訓練の実施を促すとともに、消防部隊においても防ぎよ方策を研究し、その向上を図るため、消防訓練を実施するものとする。

イ 建築物調査

警防計画策定建築物については、火災発生時における消防部隊の活動を迅速かつ的確に行うため、定期的に対象物の現況把握を行う。

第4節 大規模火災事故災害覚知時の連絡体制

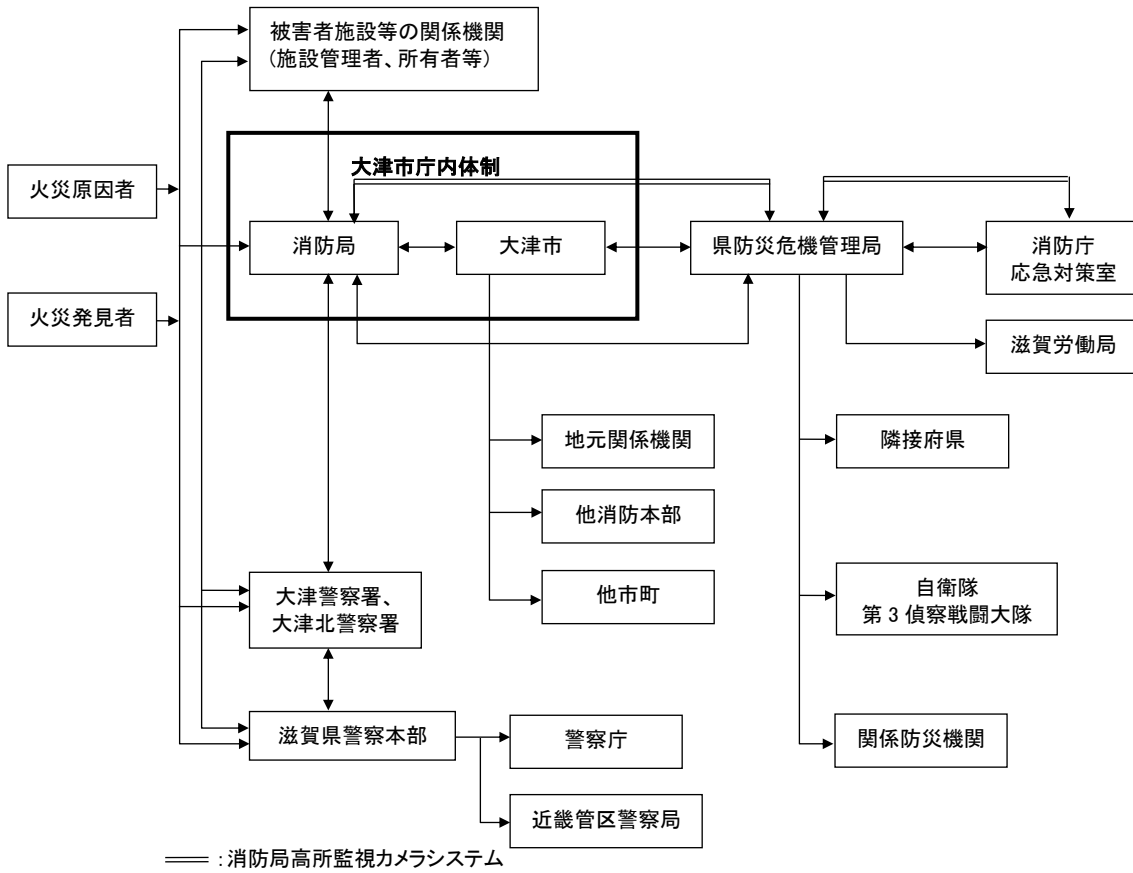
<総務部、消防局、防災関係機関>

対策活動の実施にあたっては、迅速的確な情報の収集や集約が重要となることから、予め確立した連絡体制及び伝達システムにより情報伝達を行う。

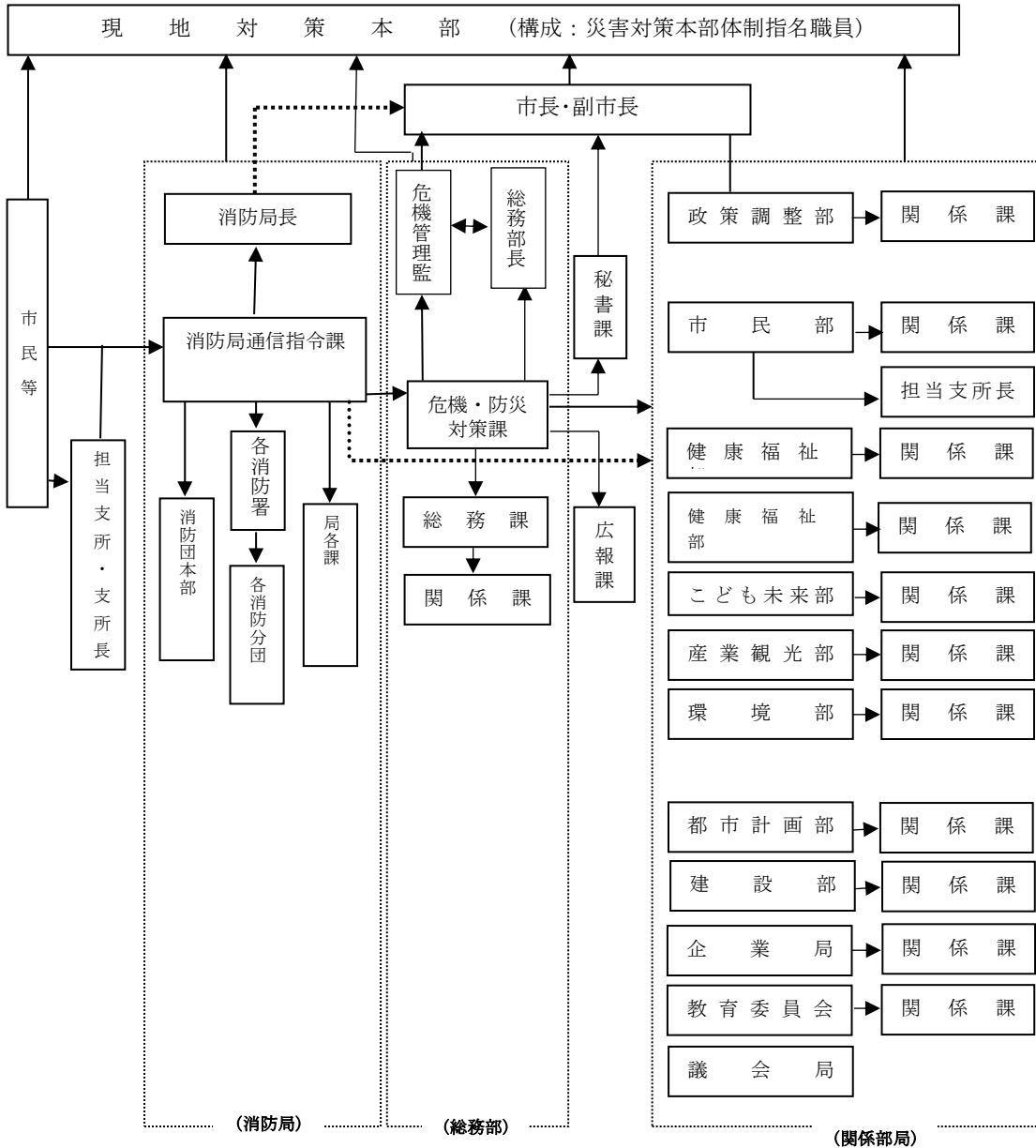
災害覚知時の連絡体制は、以下のとおりとする。

第1 大規模火災事故災害発生時の情報連絡系統図

[大規模火災事故発生時の情報連絡系統図]



第2 庁内の災害発生時の連絡体制



ア 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡態勢の確立を行うとともに、災害対策本部の設置、現地災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

イ 関係機関との連携

市災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。

大規模火災

ウ 応援要請・受け入れ

市は、自力による応急対策等が困難な場合、相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受け入れ態勢を確保する。

第5節 情報収集・伝達等

<全部局、警察、防災関係機関>

人的被害など事故情報の収集・伝達等を「風水害等対策編第3章第3節 情報の収集・連絡及び通信の確保 第1 災害情報の収集・連絡」に準じて行う。

第6節 救助・救急・医療活動

<健康福祉部（保健所）、消防局、警察、滋賀県、防災関係機関>

救護所の設置、救護班の派遣等、事故による負傷者に対する救助・救急・医療活動を「風水害対策編第3章第5節 救助・救急、医療及び消防活動 第1 救助・救急活動、第2 医療活動」に準じて行う。

第7節 救援

<総務部、市民部、産業観光部、企業局、防災関係機関>

救援を必要とする被災者に対する食料・生活必需品の供給を「風水害等対策編第3章第8節 食料・生活必需品の調達、応急給水活動」に準じて行う。

また、被災者の発生状況から、必要に応じ指定避難所及び遺体安置所の設置又は手配を行う。

第8節 住民の避難誘導等

<総務部、健康福祉部、こども未来部、消防局、防災関係機関>

第1 避難システム

避難については、市民の生命・身体の保護を最優先とし、必要に応じて、地域住民等に対し避難指示を行う。

その他、「風水害等対策編第3章第7節 避難者の受け入れ」を準用する。

第2 避難の方法・誘導等

大津市事故災害対策本部及び防災関係機関は、災害現場、避難場所及び避難経路、その他避難に関する情報を市民に提供し、「避難誘導要領」に従い市民の避難誘導を行う。また、その際には要配慮者および幼児・児童・生徒の避難を優先する。

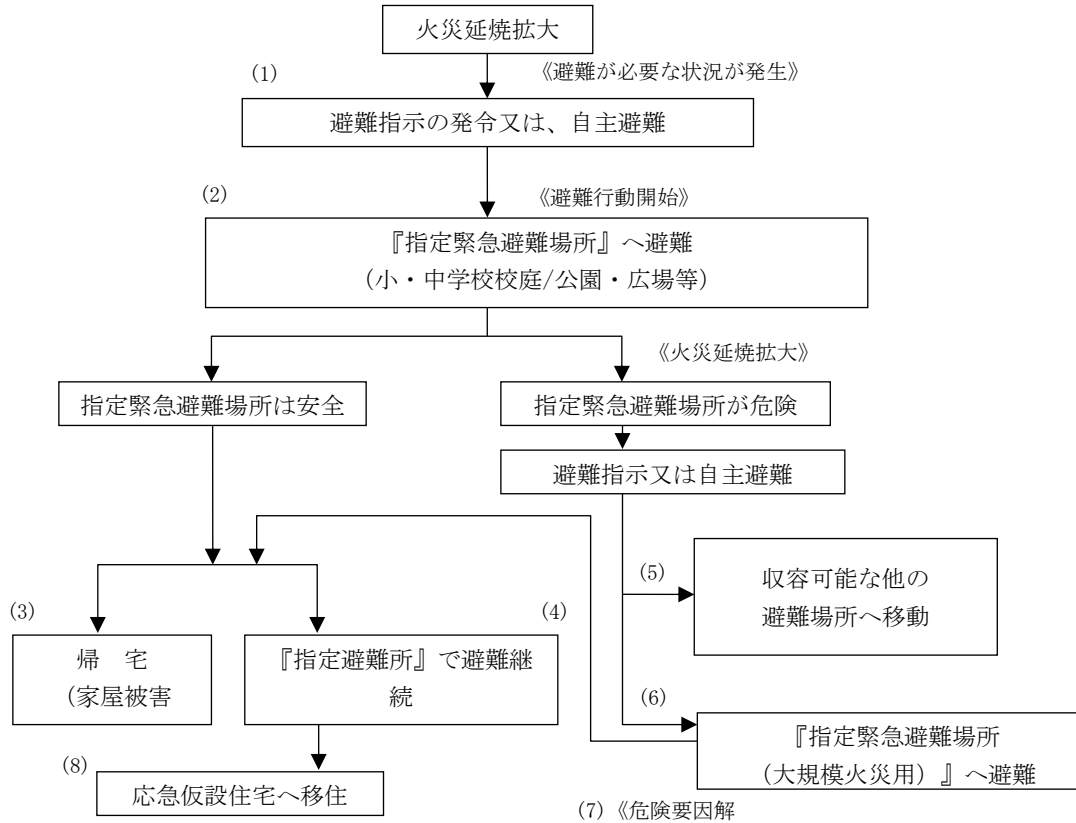
第3 避難所の指定・開設・運営

指定避難所の開設が必要と判断される場合、当該指定避難所の管理者は「指定避難所の開設要領」に基づき自主防災組織等の協力を得て指定避難所を開設し、施設の適切な管理を行う。また、市は関係市民に対して指定避難所開設の情報を周知徹底する。

指定避難所の運営については、「大津市避難所運営マニュアル」により避難者や自主防災組織等の代表が行うものとし、施設管理者とも十分な連携の下で運営する。

第4 警戒区域の設定

住民の安全に関する活動として、被害の及ぶおそれのある付近住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ又は住民の立入制限、退去等を命令する。



大規模火災

第9節 市民消火活動の強化

<消防局>

火災の延焼を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。このため、消防用設備の適正化、家庭や地域における自主防災体制の充実強化、ならびに防災教育・防災訓練を通し市民の防災行動力を高め、初期消火態勢の確立を図る。

第10節 企業自衛消防隊と市民消火活動との連携の強化

<消防局>

企業自衛消防隊は、当該企業の周辺で火災が発生した場合は、可能な限り消火活動を行う。また、平時から地域住民の行う訓練等に積極的に参加し、連携の強化に努めるものとする。

第11節 他の地方自治体等の応援

<総務部、消防局>

大規模災害発生時における他の地方自治体からの応援は、災害対策を実施するうえで重要であり、平時から地方自治体相互の協力・連携体制を構築しておく。

また、他都市からの応援活動を要する場合にあっては、迅速・的確に応援要請を行うものとし、応援要請の要領及び応援隊の任務等については、「風水害等対策編第3章第2節第2 広域的な応援協力体制」に準ずるものとする。

更に、災害状況によっては、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を要求する。通信途絶等の理由により知事への要求ができない場合は、市長が直接最寄りの自衛隊の部隊等の長にその内容を通知し、追って所定の手続きをとることとする。

その他、自衛隊の災害派遣については、「風水害等対策編第3章第2節第4 自衛隊の災害派遣」に準じる。

[自衛隊の連絡先]

優先順	自衛隊の部隊等の長名	所在地
1	今津駐屯地司令である第3偵察戦闘大隊長 (以下「第3偵察戦闘大隊長(今津駐屯地司令)」という。) (窓口：第3係)	滋賀県高島市今津町平郷
2	大津駐屯地司令である中部方面混成団長(窓口：訓練科)	滋賀県大津市際川1-1-1

第3章 林野火災対策計画

【基本方針】

林野火災は、通常の火災と異なり広範囲に拡大する特徴があり、その特徴を考慮した効率的な人員・資機材の活用を図る。

第1節 災害予防対策

第1 災害情報の収集・連絡体制の整備

<総務部、産業観光部、消防局>

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

第2 災害応急活動体制の整備

<総務部、消防局、森林組合等、防災関係機関>

ア マニュアル等の整備

消防局は、林野火災を想定した火災防ぎょ要領のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、林野火災時の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

イ 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、林野火災の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と相互応援協定を結ぶ等、平常時より連携を強化しておく。

ウ 山間地での活動体制の整備

水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、消防局は、自然水利の利用や消防水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図る。

第3 防災訓練の実施

<総務部、消防局、森林組合等、防災関係機関>

林野火災が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、事故災害対応能力の向上に努める。

第4 出火に対する警戒

<産業観光部、消防局、滋賀県>

林野火災対策として、予防広報、防火パトロール、監視態勢の強化並びに広報板の設置、喫煙場所標識の設置等の施設整備を行う。

ア 予防広報

予防広報については、山火事予防運動行事として、現在実施している事項を含めて次のとおり行う。

林野火災

- (ア) 広報板の設置
- (イ) 登山道等のパトロール広報
- (ウ) マナー育成のための社会教育
- (エ) ラジオ、テレビによる危険時の重点放送
- (オ) 喫煙場所の指定と標示

イ 防火パトロール

林野火災多発期間は、消防職・団員及び森林保全巡視指導員・推進員を主体に登山コース等の防火パトロールを実施する。

ウ 監視態勢

林野火災多発地域を重点に火災の早期発見のため、状況に応じて防災ヘリコプターを要請し上空からの監視や高所監視カメラから送られた映像を監視する。

エ 火入れ作業等に関する措置

市は、火入れをしようとする者に対し、許可申請の徹底に取り組むとともに、延焼防止のための人員配置、防火線の配置等について指示を行う。また、許可した火入れの情報を消防機関に共有するものとする。

オ 警戒情報等の発表

市は、乾燥や強風等の気象情報に応じた的確に火災に関する警戒情報等を発表するものとする。

第5 消防施設等の整備

<都市計画部、建設部、消防局、滋賀県>

市は、林野火災の未然防止と被害の軽減及び防ぎよ・消火活動の効率化を図るため、資機材とそれらを有効に活用するための施設の整備に努める。

ア 活用資機材の整備

イ 林野火災用水利の整備

ウ 空中消火のための活動拠点や資機材の整備

エ 啓発用資機材の整備（標識板や立看板など、防火思想の普及のためのもの）

第6 意識啓発

<総務部、消防局、滋賀県、防災関係機関>

市は、県等と一体となって、野外でのたき火、たばこの火の始末等火気の取扱いにおける認識を深め、林野火災をなくすため、特に空気が乾燥し、林野火災の多発する3月から5月にかけて、山火事予防運動を実施する。

また、林野火災に対する県民の防火意識の高揚を図ることを目的とし、山火事予防運動等の機会をとらえ、横断幕やポスター、SNS等の各種媒体を活用し、火の取り扱いや不始末による出火の危険性を周知し、林野火災の防止における啓発に努めることとする。なお、啓発にあたっては、火災多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。

第2節 林野火災事故災害覚知時の連絡体制

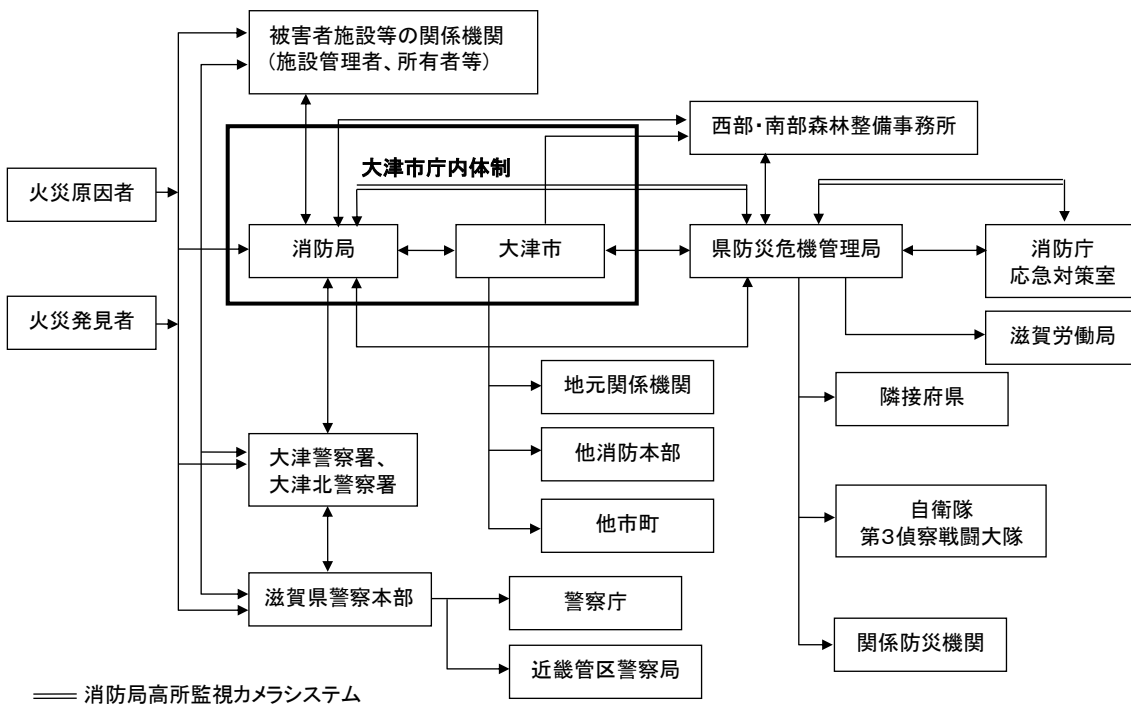
<総務部、産業観光部、消防局、防災関係機関>

対策活動の実施にあたっては、迅速的確な情報の収集や集約が重要となることから、予め確立した連絡体制及び伝達系統により情報伝達を行う。

災害覚知時の連絡体制は、以下のとおりとする。

第1 林野火災事故災害覚知時の情報連絡系統図

林野火災事故発生時の情報連絡系統図



第2 庁内の災害発生時の連絡体制

第2章 第4節第2に準じる（事故対策-9）

第3節 防ぎょ活動

<総務部、消防局、滋賀県、防災関係機関>

林野火災の防ぎょにあつては、必要に応じ無人航空機や熱源探査装置を活用する等、夜間も含め刻々と変化する火災の状況および被害状況を把握するとともに、人命救助および住家等への延焼防止を最優先とし、迅速な出動による早期注水態勢を執る。

なお、消火活動にあつては、滑落や落石、また、火煙に囲まれる危険性等、山間地特有の安全管理を徹底するものとする。

第1 防災ヘリコプターによる消火及び情報連絡

市長は、必要と認める時は滋賀県防災ヘリコプターの出動を要請する。

防災ヘリコプターは、消火活動を行うとともに、消防局及び現場最高指揮者と密接な連絡をとり、地上部隊の誘導、情報の収集提供を行う。

第2 集結場所の決定

火面が広範囲にわたる場合には、出動部隊を一定の場所に集結させ、任務分担を明確に指示し、一斉に防ぎよ活動を行う。

第3 増強部隊の要請

現場最高指揮者は、大規模火災で鎮圧に長時間を要すると認められる場合は、機を失せず増強部隊の要請を行う。

第4 延焼防止活動の要請

隣接市町との境界付近の林野火災については、すみやかに相互応援協定に基づき、延焼防止活動の要請を行う。

第5 飛火警戒

林野火災時には、風速、局地風の発生、火災規模、地形、可燃物の状況によって差はあるが、飛火による二次、三次火災の発生危険がある。状況に応じて飛火警戒隊の配置、警戒範囲等にも十分配慮する。

第6 残火の警戒

現場最高指揮者は、消火方法、風速、可燃物の種類、腐葉土のたい積状況等を考慮し、再燃出火の危険があると判断した場合は、警戒員を待機させるなど残火の警戒を行う。空中からの熱源探査も活用し、確実な鎮火を行う。

第4節 情報収集・伝達等

<全部局、警察、防災関係機関>

第2章 第5節に準じる（事故対策－10）

第5節 救助・救急・医療活動

<健康福祉部（保健所）、消防局、警察、滋賀県、防災関係機関>

第2章 第6節に準じる（事故対策－10）

第6節 救援

<総務部、市民部、産業観光部、企業局、防災関係機関>

第2章 第7節に準じる（事故対策－10）

第7節 住民の避難誘導等

<総務部、消防局、防災関係機関>

第2章 第8節に準じる（事故対策－10）

第8節 他の地方自治体等の応援

<総務部、消防局>

第2章 第11節 に準じる（事故対策－12）

第9節 災害広報の実施

<政策調整部、総務部、消防局、警察、滋賀県、防災関係機関>

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く市民への広報を図るため、県、防災関係機関と連携して広報活動に努める。

ア 広報事項

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- (ア) 事故の発生日時および場所
- (イ) 被害の状況
- (ウ) 被害者の安否情報
- (エ) 応急対策の実施状況
- (オ) 交通規制の状況
- (カ) 治安の状況
- (キ) 市民に対する協力および注意事項
- (ク) その他必要と認められる事項

イ 広報手段

- (ア) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- (イ) 広報車による巡回広報
- (ウ) 有線放送による広報
- (エ) インターネットの利用
- (オ) その他状況に応じた広報手段

第4章 危険物等事故災害対策計画

【基本方針】

市内には、危険物、火薬類、高圧ガス等の貯蔵所、取扱所等が多数あり、何らかの原因による火災、延焼、爆発、飛散、漏洩等の災害の発生に備える必要がある。

これらの施設については、関係法令により保安監督者、保安責任者等施設の保安に関する責任者が定められ、予防規程、危害予防規程等により、自主保安体制の強化が図られている。

しかしながら、これら危険物等に起因した災害が発生した場合にあっては、消防局及び防災関係機関による鎮圧に時間を要することも予想されるため、災害を未然に防止し、また、発災時における被害を最小限に止めるべく、自主保安体制の整備をより強力に指導し、各施設において適切な保安体制の確立に努める。

第1節 災害予防対策

第1 災害情報の収集・連絡体制の整備

<総務部、消防局>

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

第2 災害応急活動体制の整備

<総務部、消防局、防災関係機関>

ア マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、危険物等事故災害時の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

イ 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、危険物等事故災害時の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と相互応援協定を結ぶ等、平常時より連携を強化しておく。

第3 防災訓練の実施

<総務部、防災関係機関>

危険物等事故災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、事故災害対応能力の向上に努める。

第4 危険物等関係施設の安全性確保

<消防局>

消防局は、予防規定等に基づき、事業所の関係者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対し、次の項目について指導し、迅速な措置がとれる体制を確立する。

危険物等事故

ア 近隣事業所相互による自衛消防組織の協力体制の確立

イ 災害発生時における迅速確実な状況の把握及び消防局への早期通報体制の確立

また、事業所は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規定等の策定、自衛消防組織等の設置並びに貯蔵、取扱い施設等の定期点検、自主点検の実施等、自主保安体制の整備を推進する。

第2節 危険物施設対策

第1 災害予防対策

<消防局>

ア 事前の指導

消防局は、予防規程等に基づき、事業所の関係者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対し、次の項目について指導し、措置が迅速に取れる態勢を確立する。

(ア) 近隣事業所相互による自衛消防組織の協力体制の確立

(イ) 災害発生時における迅速確実な状況の把握及び消防局への早期通報態勢の確立

イ 訓練実施の指導

消防局は、事務所の関係者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対し、定期的に訓練を実施させ、必要があれば訓練に立会い指導をする。

第2 危険物事故災害覚知時の連絡体制

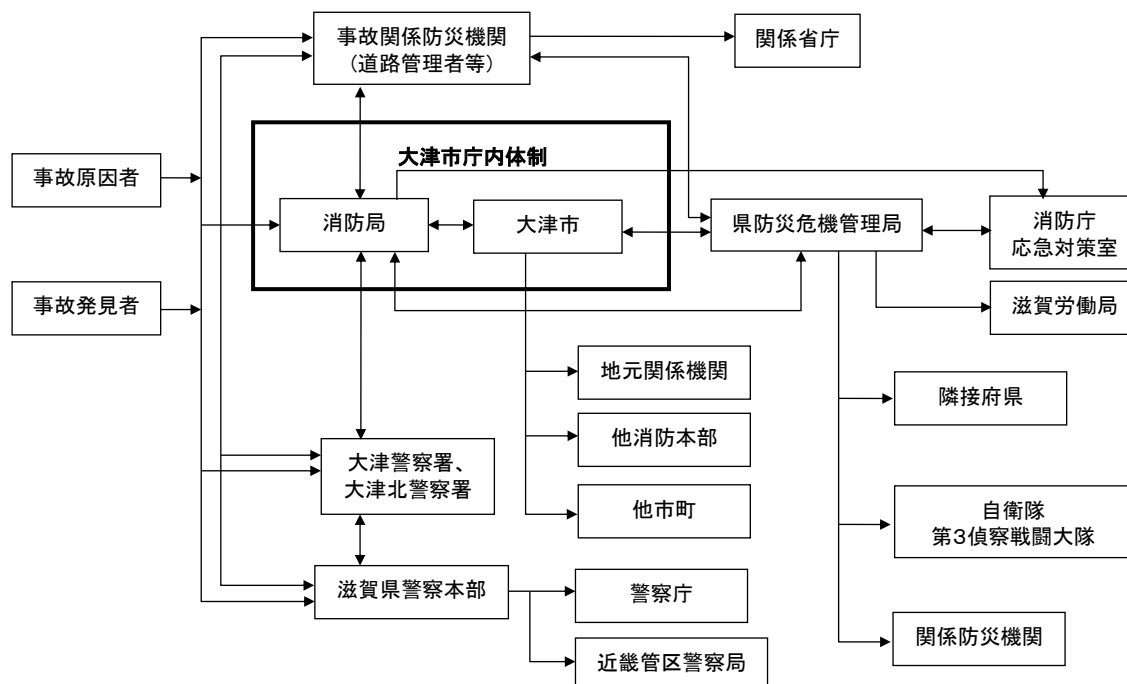
<総務部、消防局、防災関係機関>

対策活動の実施にあたっては、迅速的確な情報の収集や集約が重要となることから、予め確立した連絡体制及び伝達系統により情報伝達を行う。

災害覚知時の連絡体制は、以下のとおりとする。

危険物等事故

ア 危険物事故災害発生時の情報連絡系統図



イ 庁内の災害発生時の連絡体制

第2章 第4節第2に準じる（事故対策-9）

第3 災害発生時の措置

<総務部、消防局、企業局、防災関係機関>

ア 所有者、管理者、占有者の措置

各事業所が予防規程に基づき、応急措置及び資機材の調達を行うとともに、警察及び消防局へただちに通報するものとし、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう呼びかけを行うものとする。

イ 市の措置

- (ア) 滋賀県防災危機管理局へ災害発生についてただちに通報する。
- (イ) 石油等危険物の所有者、管理者、占有者に対し、危険防止のための措置をとるように指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し住民の立入り制限、退去を命令するとともに、道路管理者と連携し、交通規制を行う。
更には、必要と認められるときは、付近住民に対し避難指示を行う。
- (ウ) 消防部隊を出動させ、災害発生事業所の関係者からの報告及び支援情報により救助、消防活動を実施し、必要に応じて関係事業所及び関係公共団体並びに関係市町の協力を要請するものとする。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、湖上、河川、農地等への流出被害防止に十分留意して行うものとする。特に、災害防ぎよにあたっては、滋賀県防災危機管理局と連絡を密にし、活動にあたる。

危険物等事故

(エ) 火災の規模が大きくなり、さらに消防力を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、その他の防災資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認められるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関等の職員の派遣要請を求める。

(オ) 企業局は、飲料水汚染の可能性がある場合には水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講じる。

第4 情報収集・伝達等

<全部局、警察、防災関係機関>

第2章 第5節に準じる（事故対策－10）

第5 救助・救急・医療活動

<健康福祉部（保健所）、消防局、警察、滋賀県、防災関係機関>

第2章 第6節に準じる（事故対策－10）

第6 救援

<総務部、市民部、産業観光部、企業局、防災関係機関>

第2章 第7節に準じる（事故対策－10）

第7 住民の避難誘導等

<総務部、消防局、防災関係機関>

第2章 第8節に準じる（事故対策－10）

第8 他の地方自治体等の応援

<総務部、消防局、防災関係機関>

第2章 第11節に準じる（事故対策12）

第9 災害広報の実施

<政策調整部、総務部、消防局、警察、滋賀県、防災関係機関>

第3章 第9節に準じる（事故対策－17）

第3節 火薬類、高圧ガス(LPGを含む)施設対策

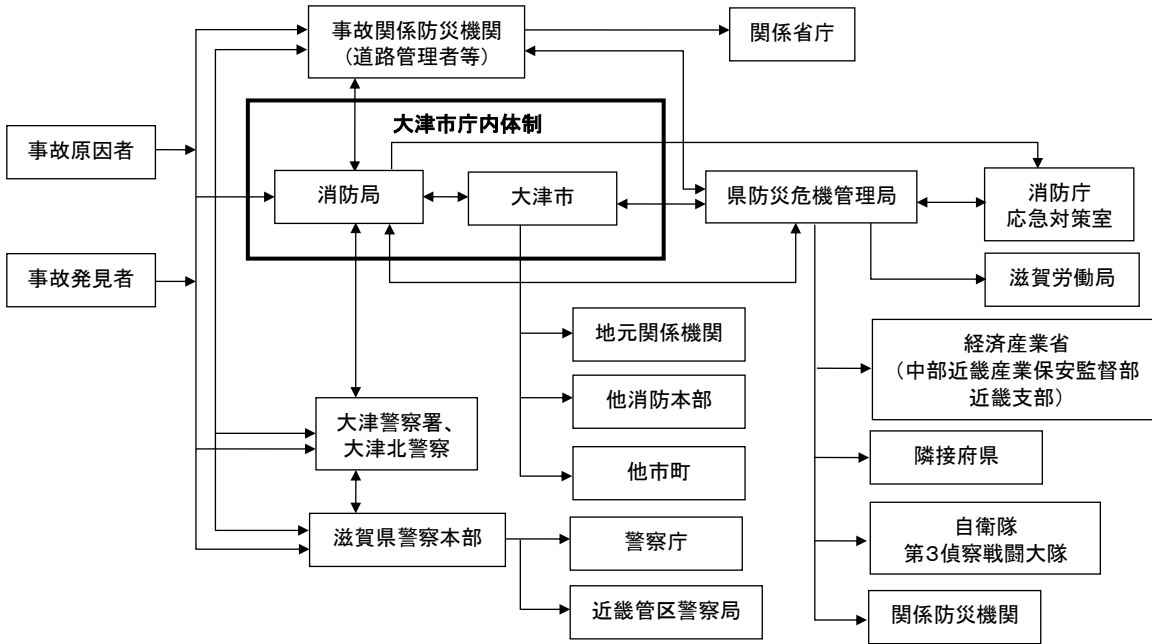
第1 火薬類、高圧ガス(LPGを含む)事故災害発知時の連絡体制

<総務部、消防局、防災関係機関>

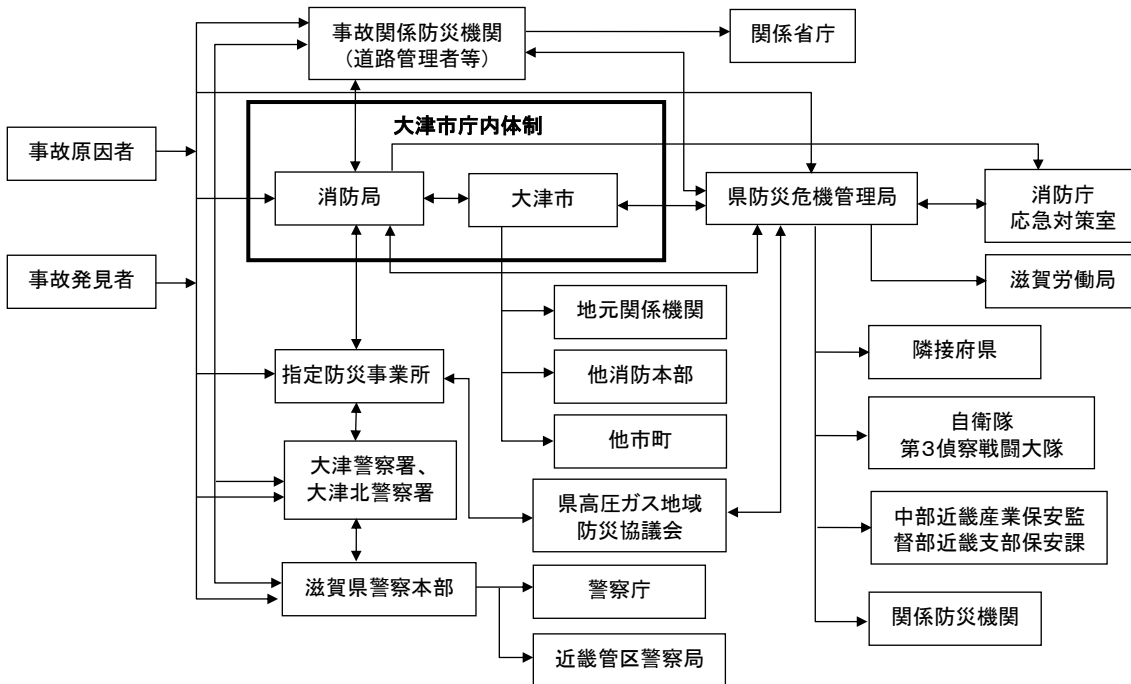
対策活動の実施にあたっては、迅速的確な情報の収集や集約が重要となることから、予め確立した連絡体制及び伝達系統により情報伝達を行う。

火薬類、高圧ガス施設事故災害発知時の連絡体制は、以下のとおりとする。

ア 火薬類事故災害発生時の情報連絡系統図



イ 高圧ガス事故災害発生時の情報連絡系統図



ウ 庁内の災害発生時の連絡体制

第2章 第4節第2に準じる（事故対策－9）

第2 災害発生時の措置

<総務部、消防局、滋賀県、防災関係機関>

ア 所有者、管理者、占有者の措置

各事業所が危害予防規程に基づき、応急措置及び資機材の調達を行うとともに、警察及び消防局へただちに通報するものとし、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう呼びかけを行うものとする。

イ 市の措置

(ア) 消防局は、主管機関である滋賀県防災危機管理局と密接な連絡を取り、協議のうえ住民の避難態勢を決定する。

(イ) 火薬類等危険物の所有者、管理者、占有者に対し、危険防止のための措置をとるように指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し住民の立入り制限、退去を命令するとともに、道路管理者と連携し、交通規制を行う。

更には、必要と認められるときは、付近住民に対し避難指示を行う。

(ウ) 消防部隊を出動させ、災害発生事業所の関係者からの報告及び支援情報により救助、消防活動を実施し、必要に応じて関係事業所及び関係公共団体並びに関係市町の協力を要請するものとする。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、湖上、河川、農地等への流出被害防止に十分留意して行うものとする。特に、災害防ぎょにあたっては、滋賀県防災危機管理局と連絡を密にし、助言指導を受けて活動にあたる。

(エ) 火災の規模が大きくなり、さらに消防力を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、その他の防災資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認められるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関等の職員の派遣要請を求める。

第3 情報収集・伝達等

<全部局、警察、防災関係機関>

第2章 第5節に準じる（事故対策－10）

第4 救助・救急・医療活動

<健康福祉部（保健所）、消防局、警察、滋賀県、防災関係機関>

第2章 第6節に準じる（事故対策－10）

第5 救援

<総務部、市民部、産業観光部、企業局、防災関係機関>

第2章 第7節に準じる（事故対策－10）

第6 住民の避難誘導等

<総務部、消防局、防災関係機関>

第2章 第8節に準じる（事故対策－10）

第7 他の地方自治体等の応援

<総務部、消防局>

第2章 第11節に準じる（事故対策－12）

第8 災害広報の実施

<政策調整部、総務部、消防局、警察、滋賀県、防災関係機関>

第3章 第9節に準じる（事故対策－17）

第5章 毒物・劇物事故災害対策計画

【基本方針】

市内には、毒物・劇物の貯蔵所、取扱所等があり、何らかの原因による火災、延焼、爆発、飛散、漏洩等の災害の発生に備える必要がある。

これらの施設については、「毒劇物営業者等」、「要届出業務上取扱者」または「非届出業務上取扱者」が毒物・劇物を取り扱い、自主保安体制の強化が図られているが、これら毒物・劇物に起因した災害が発生した場合、消防局及び防災関係機関による鎮圧に時間を要することも予想されるため、災害を未然に防止し、また、発災時における被害を最小限に止めるべく、自主保安体制の整備をより強力に指導し、各施設において適切な保安体制が確立されるよう努める。

第1節 災害予防対策

<総務部、健康福祉部（保健所）、消防局、防災関係機関>

第1 災害情報の収集・連絡体制の整備

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

第2 災害応急活動体制の整備

ア マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、毒物・劇物事故災害時の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

イ 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、毒物・劇物事故災害時の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と相互応援協定を結ぶ等、平常時より連携を強化しておく。

第3 防災訓練の実施

毒物・劇物事故災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、事故災害対応能力の向上に努める。

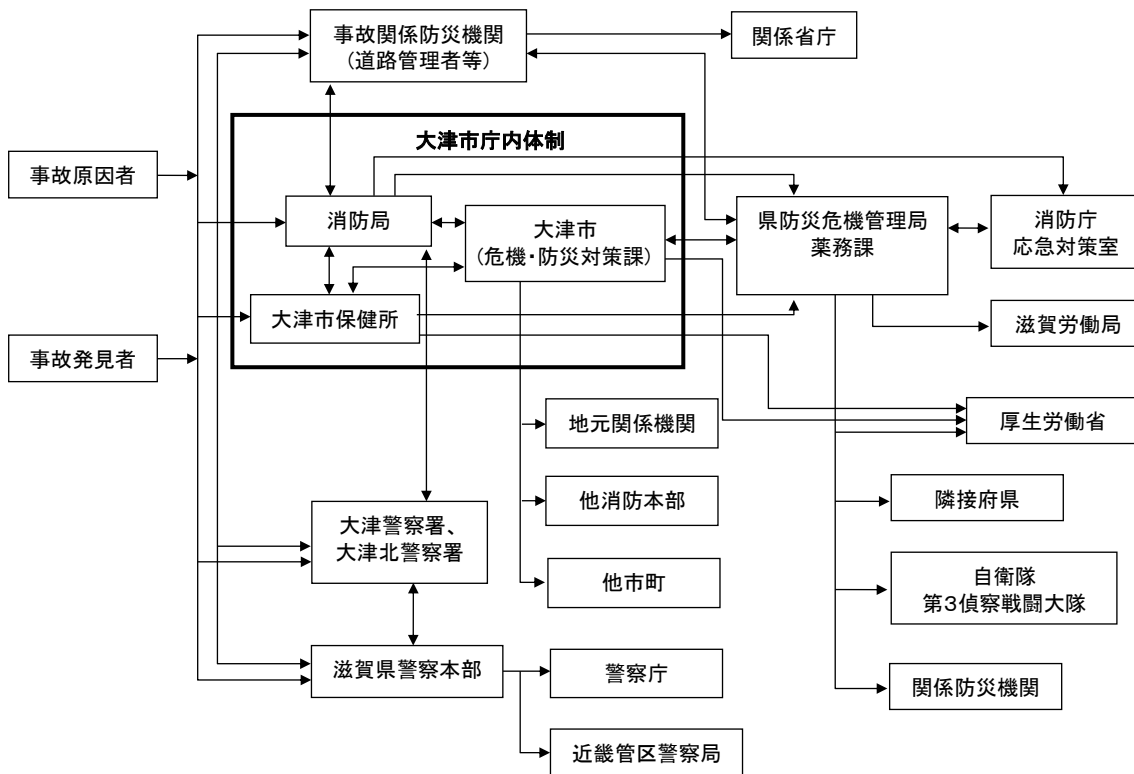
第2節 毒物・劇物事故災害覚知時の連絡体制

<総務部、健康福祉部（保健所）、消防局、防災関係機関>

対策活動の実施にあたっては、迅速的確な情報の収集や集約が重要となることから、予め確立した連絡体制及び伝達系統により情報伝達を行う。

事故災害覚知時の連絡体制は、以下のとおりとする。

第1 毒物・劇物事故災害発生時の情報連絡系統図



第2 庁内の災害発生時の連絡体制

第2章 第4節第2に準じる（事故対策-9）

第3節 災害発生時の措置

<総務部、健康福祉部（保健所）、都市計画部、建設部、消防局、企業局、防災関係機関>

第1 所有者、管理者、占有者の措置

各事業所が危害防止規定に基づき、応急措置及び資機材の調達を行うとともに、大津市保健所、警察又は消防局へただちに通報するものとし、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう呼びかけを行うものとする。

第2 市の措置

- ア 県・防災危機管理局へ災害発生についてただちに通報する。
- イ 消防局は、大津市保健所と密接な連絡を取り、協議のうえ住民の避難態勢を決定する。
- ウ 毒物・劇物の所有者、管理者、占有者に対し、危険防止のための措置をとるように指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し住民の立入り制限、退去を命令するとともに、道路管理者と連携し、交通規制を行う。

毒物・劇物事故

更には、必要と認められるときは、付近住民に対し避難指示を行う。

エ 消防部隊を出動させ、災害発生事業所の関係者からの報告及び支援情報により救助、消防活動を実施し、必要に応じて関係事業所及び関係公共団体並びに関係市町の協力を要請するものとする。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、湖上、河川、農地等への流出被害防止に十分留意して行うものとする。特に、災害防ぎよにあたっては、滋賀県防災危機管理局と連絡を密にし、助言指導を受けて活動にあたる。

オ 火災の規模が大きくなり、さらに消防力を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、その他の防災資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認められるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関等の職員の派遣要請を求める。

カ 企業局は、飲料水汚染の可能性がある場合には水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講じる。

第4節 情報収集・伝達等

<全部局、警察、防災関係機関>

第2章 第5節に準じる（事故対策－10）

第5節 救助・救急・医療活動

<健康福祉部（保健所）、消防局、警察、滋賀県、防災関係機関>

第2章 第6節に準じる（事故対策－10）

第6節 救援

<総務部、市民部、産業観光部、企業局、防災関係機関>

第2章 第7節に準じる（事故対策－10）

第7節 住民の避難誘導等

<総務部、消防局、防災関係機関>

第2章 第8節に準じる（事故対策－10）

第8節 他の地方自治体等の応援

<総務部、消防局>

第2章 第11節に準じる（事故対策－12）

第9節 災害広報の実施

<政策調整部、総務部、消防局、警察、滋賀県、防災関係機関>

第3章 第9節に準じる（事故対策－17）

第6章 航空機事故災害対策計画

【基本方針】

市域において、航空機の墜落、炎上等により大規模な事故が発生した場合、早期に市の初動体制を確立し、防災関係機関の緊密な協力のもと、迅速かつ円滑に人命救助を行うとともに被害の拡大防止を図る。

第1節 災害予防対策

<総務部、消防局、防災関係機関>

第1 災害情報の収集・連絡体制の整備

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

第2 災害応急活動体制の整備

ア マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、航空機事故災害時の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

イ 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、航空機事故災害時の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と相互応援協定を結ぶ等、平常時より連携を強化しておく。

第3 防災訓練の実施

航空機墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、事故災害対応能力の向上に努める。

第2節 航空機事故災害覚知時の連絡体制

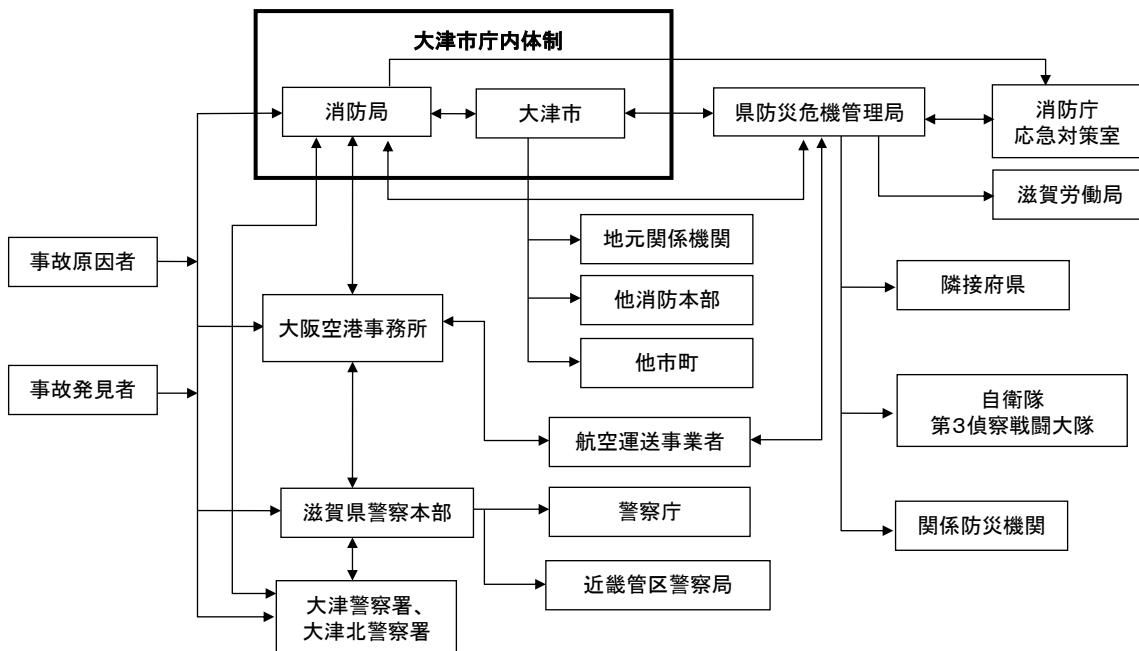
<総務部、消防局、防災関係機関>

対策活動の実施にあたっては、迅速的確な情報の収集や集約が重要となることから、予め確立した連絡体制及び伝達系統により情報伝達を行う。

航空機事故災害覚知時の連絡体制は、以下のとおりとする。

第1 航空機事故災害発生時の情報連絡系統図

航空機災害事故発生時の情報連絡系統図



第2 庁内の災害発生時の連絡体制

第2章 第4節第2に準じる（事故対策-9）

第3節 災害発生時の措置

<総務部、消防局、防災関係機関>

第1 災害発生時の通報

消防局は、事故発生時の通報を受けたときは、庁内連絡体制に基づきその旨を通報する。また、処理状況を随時総務部等に連絡する。

第2 応急活動体制の確立

総務部は、前記の通報を受けたときは、関係部に災害発生時の通報をし、連絡体制を確立するとともに、市長は、「第1章 事故災害活動体制の充実」に基づき必要に応じて「大津市事故災害対策本部」の設置を行う。また、必要に応じて被災現地に「現地対策本部」を設置する。

第3 消防部応急対策

事故発生時の消防隊の出動は、消防局が定める消防活動規程に基づき出動するものとする。

第4節 情報収集・伝達等

<全部局、消防局、警察、防災関係機関>

第2章 第5節に準じる（事故対策－10）

第5節 救助・救急・医療活動

<健康福祉部（保健所）、消防局、警察、滋賀県、防災関係機関>

第2章 第6節に準じる（事故対策－10）

第6節 救援

<総務部、市民部、産業観光部、企業局、防災関係機関>

第2章 第7節に準じる（事故対策－10）

第7節 住民の避難誘導等

<総務部、消防局、防災関係機関>

第2章 第8節に準じる（事故対策－10）

第8節 他の地方自治体等の応援

<総務部、消防局>

第2章 第11節 に準じる（事故対策－12）

第9節 災害広報の実施

<政策調整部、総務部、消防局、警察、滋賀県、防災関係機関>

第3章 第9節 に準じる（事故対策－17）

第7章 湖上事故災害対策計画

【基本方針】

湖上において船舶の事故が発生した場合、消火・人命救助等、船艇などによる大規模な応急対応が想定される。

また、船舶事故等の場合、油等の流出も想定され、船舶所有者等で解決できない場合、本市の漁港区域及びその周辺の陸岸に近い湖域において重大な影響を及ぼすおそれがあるため、各防災関係機関との緊密な協力態勢のもと、被害の軽減に努める。

第1節 災害の範囲

<総務部、消防局、滋賀県、警察、船舶事業者>

この計画における「湖上事故災害」とは、以下の場合を指す。

- ア 本市の沿岸湖域における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の湖難発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合。
- イ 重油等の流出等により著しい湖上汚染、火災、爆発等が発生し、本市沿岸区域及び陸岸に被害が及んだ場合又は可能性がある場合。

第2節 災害予防対策

<総務部、消防局、滋賀県、警察、船舶事業者>

第1 災害情報の収集・連絡体制の整備

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

第2 災害応急活動体制の整備

ア マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、湖上事故災害時の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

イ 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、湖上事故災害時の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と相互応援協定を結ぶ等、平常時より連携を強化しておく。

第3 防災訓練の実施

湖上事故によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、事故災害対応能力の向上に努める

湖上事故

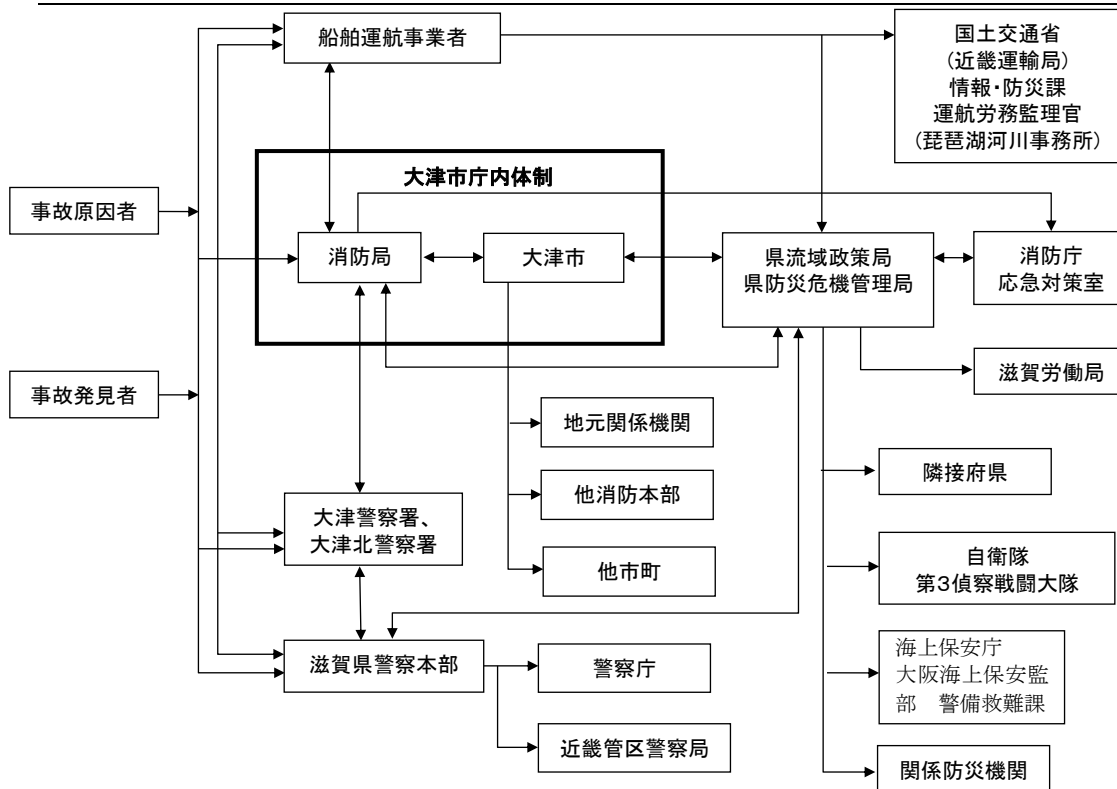
第3節 湖上事故災害覚知時の情報連絡体制

<総務部、産業観光部、消防局、防災関係機関>

対策活動の実施にあたっては、迅速的確な情報の収集や集約が重要となることから、予め確立した連絡体制及び伝達系統により情報伝達を行う。

湖上事故災害覚知時の情報連絡体制は、以下のとおりとする。

第1 湖上事故災害覚知時の情報連絡系統図



第2 庁内の災害発生時の連絡体制

第2章 第4節第2に準じる (事故対策-9)

第4節 災害発生時の措置

<総務部、消防局、防災関係機関>

第6章 第3節に準じる (事故対策-30)

第5節 捜索・救助活動

<消防局、警察、防災関係機関>

湖上における捜索・救出等については、災害の規模や態様に応じ、消防局及び関係機関が協議、連携し態勢を決定して活動する。

第6節 救急・医療活動

<健康福祉部（保健所）、消防局、滋賀県、防災関係機関>

救護所の設置、救護班の派遣等、湖上事故による負傷者等の救急・医療活動を「風水害等対策編第3章第5節救助・救急、医療及び消防活動の 第1 救助・救急活動、第2 医療活動」に準じて行う。

第7節 消火活動

<消防局、滋賀県、防災関係機関>

消防局は湖上火災につき防災関係機関等から応援要請があったときは、協力して消火活動を行う。

第1 船舶消防に関する業務

琵琶湖区域内における消火活動の分担範囲は下記の通り定められており、分担外についても相互に協力する。

大津市消防局の分担範囲	1 埠頭、又は岸壁に保留された船舶及び上架又は入架又は入架中の船舶 2 河川又は湖上における船舶（通報又は要請に基づくもの）
-------------	---

第2 情報受伝達内容

現場等で情報を採集した場合、次の事項を防災関係機関に受伝達する。

情報受伝達の内容	1 要救助者情報 2 被災の状況（関係者、関係機関からの情報） 3 積載物の情報（量、種類、危険性） 4 船舶の構造 5 設置消火設備の状況等
----------	---

第8節 流出油防除対策

<総務部、環境部、消防局、警察、滋賀県、防災関係機関>

ア 事業所の事故にあつては、当該施設の所有者に対し、湖上への油等流出防止措置について指導する。

イ 防災関係機関と連携して流出油及び流出危険物等の拡散防止活動並びに流出油の回収活動を実施する。

ウ 沿岸漂着油の防除措置を必要に応じ講ずるとともに、市域湖面の浮流油を巡視、警戒する。

第9節 資機材等の調達

<総務部、環境部、消防局、警察、滋賀県、防災関係機関>

船艇資機材（救難用機材・消防用資機材・流出油防除用資機材等）を速やかに調達する。

第10節 住民の安全に対する活動

<総務部、消防局、警察、滋賀県、防災関係機関>

関係機関と連携し、被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、火気使用の禁止等の措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

第11節 他の地方自治体等の応援

<総務部、消防局>

第2章 第11節 に準じる（事故対策-12）

第12節 災害広報の実施

<政策調整部、総務部、消防局、警察、滋賀県、防災関係機関>

第3章 第9節 に準じる（事故対策-17）

第8章 鉄道事故災害対策計画

【基本方針】

市内を運行する鉄道施設において脱線転覆や衝突などにより、多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「鉄道事故」）が発生した場合、早期に市の初動体制を確立し、防災関係機関の緊密な協力のもと、迅速かつ円滑に人命救助を行うとともに被害の拡大防止を図る。

第1節 災害予防対策

<総務部、消防局、防災関係機関>

第1 災害情報の収集・連絡体制の整備

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

第2 災害応急活動体制の整備

ア マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、鉄道事故災害時の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

イ 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、鉄道事故災害時の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と相互応援協定を結ぶ等、平常時より連携を強化しておく。

第3 防災訓練の実施

大規模な鉄道事故災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、事故災害対応能力の向上に努める。

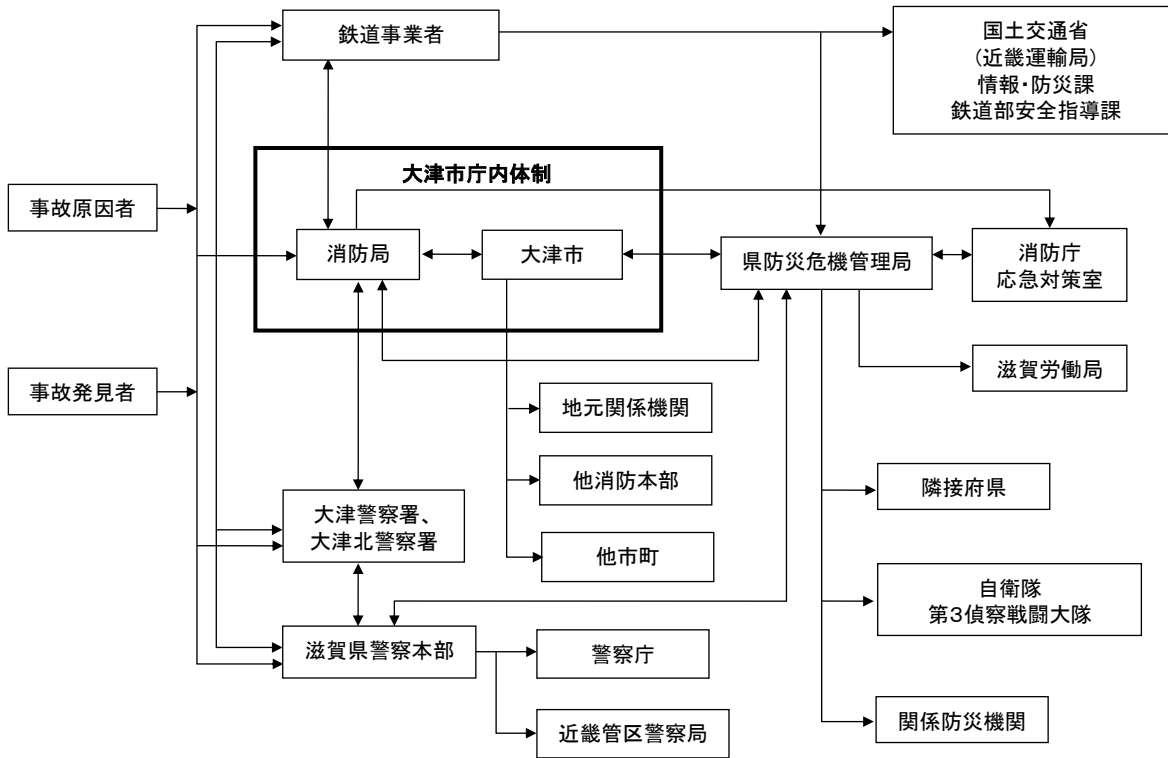
第2節 鉄道事故災害覚知時の情報連絡体制

<総務部、消防局、防災関係機関>

対策活動の実施にあたっては、迅速的確な情報の収集や集約が重要となることから、予め確立した連絡体制及び伝達システムにより情報伝達を行う。

鉄道事故災害覚知時の連絡体制は、以下のとおりとする。

第1 鉄道事故発生時の情報連絡系統図



第2 庁内の災害発生時の連絡体制

第2章 第4節 第2に準じる（事故対策-9）

第3節 鉄道施設の状況の把握と防災体制の強化

<消防局、防災関係機関>

消防局は、管轄区域内の鉄道施設における災害防止と災害時における応急対策について、次の点に留意し、その対策を講じておくものとする。

第1 鉄道等施設の状況把握

把握する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 駅舎の構造形態及び流動人員の概要 2 周辺の地勢 3 軌道施設の形状(高架、橋梁、トンネル、盛土、切取部、平坦部)等の別 4 トンネル部分については、長さ、道床退避所、勾配、出入口の地形等 5 軌道内への進入地点、方法等(踏切等で一般道路との交差部門鎖の設置場所、防護柵、防護フェンス、ガードレール等の設置状況) 6 周辺の水利状況及び医療機関
--------	---

第2 情報通信手段の整備

鉄道事業者との情報通信手段について、保守点検を行うとともに、平常時よりその活用に努める。

第3 防災体制の強化

- ア 鉄道事業者と災害合同訓練を行うなど、連携して防災体制の強化を図る。
- イ がれき等の下での医療を実施するため、消防隊員と医療チームの連携を強化する。
- ウ 予め指定されている臨時ヘリポートだけでなく、臨機に最寄りの校庭等も臨時ヘリポートとして使用する。

第4節 災害発生時の措置

<総務部、消防局、防災関係機関>

第6章 第3節に準じる（事故対策－30）

第5節 情報収集・伝達等

<全部局、健康福祉部、健康福祉部（保健所）、警察、防災関係機関>

第2章 第5節に準じる（事故対策－10）

乗客の安否確認については、健康福祉部の職員を搬送先の医療機関に派遣し、名前等の情報を確認する。個人情報保護の観点から、安否情報の提供方法を予め定めておく。

第6節 救助・救急・医療活動

<健康福祉部（保健所）、消防局、警察、滋賀県、防災関係機関>

第2章 第6節に準じる（事故対策－10）

第7節 救援

<総務部、市民部、産業観光部、企業局、防災関係機関>

第2章 第7節に準じる（事故対策－10）

第8節 住民の避難誘導等

<総務部、消防局、防災関係機関>

第2章 第8節に準じる（事故対策－10）

第9節 他の地方自治体等の応援

<総務部、消防局>

第2章 第11節に準じる（事故対策－12）

第10節 災害広報の実施

<政策調整部、総務部、消防局、警察、滋賀県、防災関係機関>

第3章 第9節 に準じる（事故対策－17）

第9章 道路事故災害対策計画

【基本方針】

自動車専用道路、有料道路及び長大トンネル内において、衝突や車両火災、あるいは危険物による災害、又は他の災害に起因する道路事故が発生した場合、早期に市の初動体制を確立し、防災関係機関の緊密な協力のもと、迅速かつ円滑に人命救助を行うとともに被害の拡大防止を図る。

第1節 災害予防対策

<総務部、消防局、防災関係機関>

第1 災害情報の収集・連絡体制の整備

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

第2 災害応急活動体制の整備

ア マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、道路事故災害時の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

イ 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、道路事故災害時の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と相互応援協定を結ぶ等、平常時より連携を強化しておく。

第3 防災訓練の実施

大規模な道路事故災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、事故災害対応能力の向上に努める。

第2節 道路事故災害覚知時の連絡体制

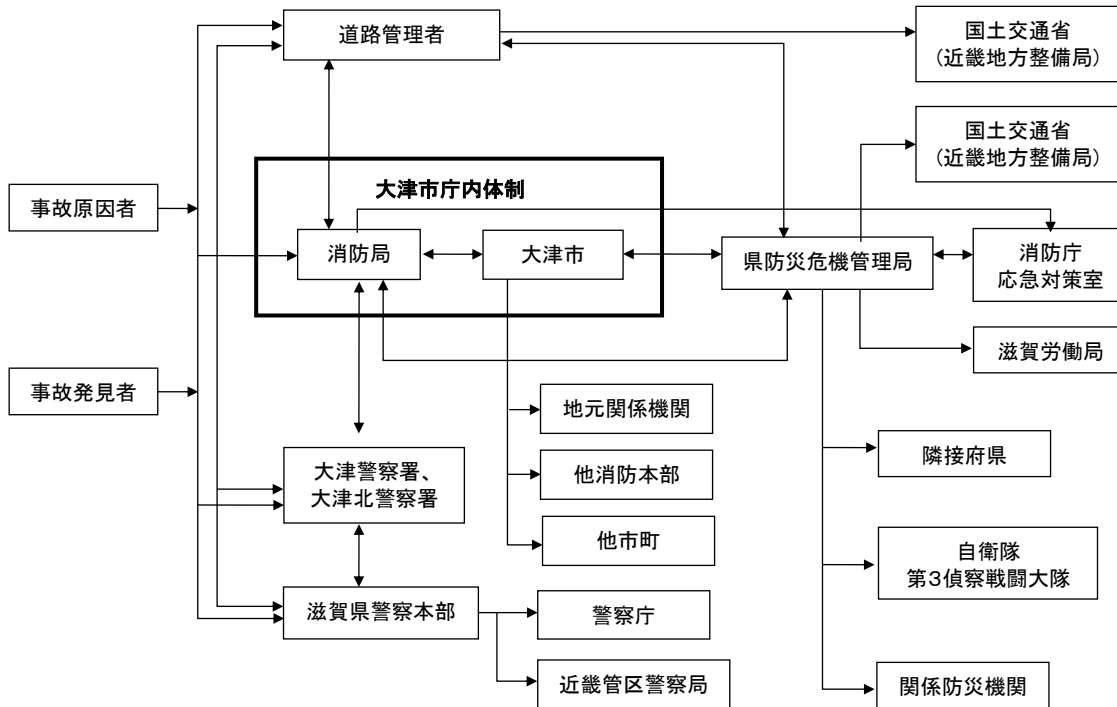
<総務部、消防局、防災関係機関>

対策活動の実施にあたっては、迅速的確な情報の収集や集約が重要となることから、予め確立した連絡体制及び伝達システムにより情報伝達を行う。

道路事故災害覚知時の連絡体制は、以下のとおりとする。

道路事故

第1 道路事故災害発生時の情報連絡系統図



第2 庁内の災害発生時の連絡体制

第2章 第4節 第2に準じる（事故対策-9）

第3節 消防活動上の特性

<消防局、防災関係機関>

消防局は次のような自動車専用道路、有料道路及び長大トンネルにおける災害の特性を考慮して、事前対策を確立する。

自動車専用道路及び有料道路での活動の困難性	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の特徴から進入路が限定されるため、現場到着が遅延する。 2 消防水利不足のため消火活動が遅延する。
トンネル内での活動の困難性	<ol style="list-style-type: none"> 1 トンネル内の風向きによって、進入口が一方に限定される。 2 濃煙、熱気及び爆発危険等のため内部進入、火点への接近が困難又は不能である。 3 急激な燃焼と爆発等により、消火活動が困難である。 4 不特定多数の要救助者が発生する。 5 消防活動が広範囲にわたるため、出場消防隊等の指揮統制並びに情報収集が困難である。 6 後続車両の交通渋滞等で対策活動に制約を受ける。

第4節 災害発生時の措置

<消総務部、防局、防災関係機関>

第6章 第3節に準じる（事故対策－30）

第5節 情報収集・伝達等

<全部局、警察、防災関係機関>

第2章 第5節に準じる（事故対策－10）

第6節 救助・救急・医療活動

<健康福祉部（保健所）、消防局、警察、滋賀県、防災関係機関>

第2章 第6節に準じる（事故対策－10）

第7節 救援

<総務部、市民部、産業観光部、企業局、防災関係機関>

第2章 第7節に準じる（事故対策－10）

第8節 発災時における通行禁止、制限等

<道路管理者、警察、滋賀県、防災関係機関>

第1 通行の禁止、制限

発災時における通行の禁止、制限については、道路管理者及び警察等に要請するとともに、これに協力する。

第2 う回路の確保

発災時における交通の混乱を防止し又は、災害応急活動の実施を円滑に行うためう回路の確保に努める。このため、あらかじめ関係機関と協議しておく。

第3 避難誘導

発災現場付近の車両等に対しては、安全な場所への誘導を行う。

第4 利用者への広報

通行の禁止、制限等が実施された場合、道路利用者への広報の実施に努める。

第9節 応急復旧作業

<道路管理者、警察、防災関係機関>

道路施設（排水施設・擁壁・舗装など）等の損傷・損壊がある場合、速やかに復旧を図る。

第10節 住民の避難誘導等

<総務部、消防局、防災関係機関>

第2章 第8節に準じる（事故対策－10）

第11節 他の地方自治体等の応援

<総務部、消防局>

第2章 第11節 に準じる（事故対策－12）

第12節 災害広報の実施

<政策調整部、総務部、消防局、警察、滋賀県、防災関係機関>

第3章 第9節 に準じる（事故対策－17）

第10章 災害復旧・復興計画

風水害対策編第4章「災害復旧・復興計画」に準じる。

大津市地域防災計画

【大規模事故対策編】

作	成	昭和 40 年 10 月
修	正	平成 10 年 3 月
修	正	平成 13 年 2 月
修	正	平成 18 年 3 月
修	正	平成 19 年 2 月
修	正	平成 19 年 7 月
修	正	平成 21 年 3 月
修	正	平成 22 年 4 月
修	正	平成 24 年 2 月
修	正	平成 25 年 3 月
修	正	平成 26 年 7 月
修	正	平成 29 年 2 月
修	正	平成 30 年 3 月
修	正	令和 2 年 7 月
修	正	令和 3 年 3 月
修	正	令和 4 年 3 月
修	正	令和 5 年 3 月
修	正	令和 6 年 3 月
修	正	令和 7 年 3 月
修	正	令和 8 年 3 月

編集：大津市防災会議
大津市

庶務：大津市総務部危機・防災対策課
大津市御陵町 3 番 1 号
TEL 077-528-2616 (ダイヤル)
E-mail : otsu1223@city.otsu.lg.jp
